

交通ルールも
守ってね



もしもの故障に
「点検整備」

もしもの衝突に
「ヘルメット」

もしもの事故に
「保険加入」

フタコレンジャー

自転車の “もしも”に備えよ! 保険・点検・ヘルメット!



子どもの
ヘルメット着用が
保護者の義務になります*

10月から

自転車保険の加入と
点検整備も忘れずに!



※ 世田谷区自転車条例では、13歳未満の子どもに対し自転車利用中にヘルメットを着用させることを、保護者の義務としています（令和2年10月1日から）。

 +  × **ながらスマホは厳禁** ×

お問い合わせ先 世田谷区土木部交通安全自転車課 03-5432-2515